

公共社会学論争の検討

——社会学的規範理論の定立に向けて——

瀧川 裕貴

本論文はブラヴォイの公共社会学構想とそれが引き起こした論争を検討することを通じて、ブラヴォイ自身の公共社会学よりも妥当な社会学的規範理論のプログラムを設定することを目的とする。ブラヴォイの公共社会学はその硬直的な分業図式という問題を抱えており、また自らの理論それ自体の規範的基礎についての理論的説明を欠いている。これに対してブラヴォイが批判的に継承したグールドナーの批判社会学は専門社会学それ自体の規範的含意を問題としているが、その含意をいかにして評価するかという点に関して大きな問題を抱えており、やはり社会学的規範理論を展開するための理論的資源とはなりえない。これらに代えて本論文では、現代リベラリズム理論の社会理論的分析と、それとの比較対照の下で構築される、制度多元主義を中心とした社会学的規範理論の研究プログラムを提唱する。

はじめに

社会学は公共的世界に対していかなるかたちで働きかけていくことが可能か。近年の社会学理論においてこの「公共性」の問題が中心的論点の一つになっているということは疑いえない。中でもアメリカ社会学大会講演上で提起されたM.ブラヴォイの公共社会学構想が多くの反響と論争を呼び起こしたことは記憶に新しい¹。公共社会学を巡る論争はアメリカ国内での盛り上がりに加えて、BJSの特集というかたちでイギリスおよびヨーロッパへ拡大しており²、日本においても公共社会学と関係したいくつかの論者が提出されている（盛山 2006, 土場 2006）。これは社会学界内で「公共性」問題への関心が世界的に高まりつつあることを示している、といつてよい。

ブラヴォイの公共社会学構想とは何か。これについては後に詳しく検討するがその趣旨自体

は簡明である。社会学は自らの規範的基礎、理論の有する規範的含意を反省的に把握し、かつそれを携えて学術サークル外に位置する公衆との対話に乗り出すべきだ、というのがブラヴォイの公共社会学の趣旨である。さて、このような大まかな意味での「公共社会学の必要性」に異を唱えるものはほとんどいないだろうし、本論文もこれに反対するものではない。加えていえば、社会学の自らの規範的基礎や含意に対する反省的省察は歴史的にみて特に目新しいものではなく、幾度かそれが流行のテーマとなる時期さえあった。直近ではそうした営みとして構造機能主義に対する規範的省察として登場したA.グールドナーの「反省社会学」³を挙げることができよう（後述するようにブラヴォイの公共社会学自体がこのグールドナーのプロジェクトの批判的継承という側面を色濃くもっている）。しかしこうした営みは単発的なもので終わり、経済学に対する厚生経済学、実定法学に

対する法哲学に値するような、社会学理論の規範的反省を担う持続的に活動する理論分野を生み出すことはなかった。

では、ブラヴォイの公共社会学はこれらの先例とは異なり、真に価値ある、持続的な研究プログラムを提出しえているといえるだろうか。この問いに対する解答は残念ながら否定的である。ブラヴォイのプログラムは持続的な「公共社会学」という研究プロジェクトを成り立たせるために十分なものではない。しかしわれわれの判断では、ブラヴォイの問題提起それ自体は大変有意義であり、今後の研究のたたき台として利用することができるはずである。というのは、ブラヴォイの公共社会学という構想とそれにまつわる論争から、公共性に関わる問題を社会的観点から探求する際に考察すべき一群の論点を抽出することができるからである。本論文はかかる論点について考察することによってブラヴォイの公共社会学の企図を汲みつつ、より有望な代替的研究プログラムを示唆することを目的とするものである。

第一節では、ブラヴォイの公共社会学を巡る論争から「社会学と公共性」問題について検討すべき三つの本質的な論点を抽出する。すなわち、①公共社会学の社会学史的位置、なかんずく批判社会学の評価の問題、②社会的分業図式の妥当性の問題、③社会的規範理論の固有性の問題、である。当然、各論点は密接に関連しているがそれについては本論で述べる。第二節では以上の公共社会学構想の検討を踏まえつつ、その源泉たるグールドナーの批判社会学を検討する。ここではかつての批判社会学の限界を外在的に捉えるブラヴォイの議論とは異なり、グールドナーの批判社会学が規範概念の理論化を巡る内在的な問題のゆえに失敗しているのだということを論じる。第三節では、以上の

検討の結果得られた諸論点を踏まえつつ、ブラヴォイの公共社会学よりも有望な、代替的研究プログラムを提示する。

1 ブラヴォイの公共社会学を巡る論点

本節では、ブラヴォイの公共社会学を巡る三つの論点について順に考察していく。この論点はブラヴォイの公共社会学が引き起こした論争における争点を分析することによって抽出されたものである⁴。

社会学史における規範的探求の位置

最初の論点はブラヴォイの公共社会学の理論史的背景に関わる。ここで明らかにされるべきは、ブラヴォイの公共社会学が理論的にみて社会学内部でのいかなる課題の設定を引き受けているのか、当該課題に対していかなるかたちで新たな解を提出しているのか、ということである。これを明らかにすることでより理論内在的な第二、第三の論点を考察するための手がかりを得ることもできる。

ブラヴォイ社会学の位置する理論的伝統については、彼自身が自らの理論史の見解および理論背景をかなり明確にした論文がある。それは、『批判社会学』に寄稿された「公共社会学への批判的転回」(Burawoy 2005b)である。この論文で彼は1970年代のいわゆる批判社会学あるいはラディカル社会学の問題設定の明示的継承を宣言している。つまり、彼の公共社会学は批判社会学の自己反省という経緯を辿って生じてきたものであり、彼の公共社会学の内実にはそれが刻印されているのである。ちなみに、ここでいう批判社会学とは、C.W. ミルズの先駆的仕事に影響を受け、特に1960年代後半の各種の抗議・社会運動に刺激を受けつつ成立した、

新左翼的、新マルクス主義的な学術運動のことである。それは当時のアメリカ社会学を支配している（とされた）パーソンズの「構造機能主義」、あるいは「ブルジョワ社会学」（Burawoy 2005b: 313）を批判し真に解放的な社会学を構想するという問題意識の下に成立した。この批判社会学的視座がブラヴォイの理論的背景の主要部をなしている。

とはいえ、もちろんブラヴォイは公共社会学という新たなプロジェクトの定立を訴えるわけであるから、批判社会学に対して何らかの問題を発見し、かつそれが公共社会学によって解決可能だと主張するのでなければならない。ブラヴォイ社会学の批判社会学に対する批判的継承関係を解明するためには、まず彼の分業図式における批判社会学の役割を確認しておくべきであろう。

ブラヴォイは以下の表にあるとおり、社会学を、専門社会学、政策社会学、批判社会学、公共社会学の四つの分業図式に従って区分し、公共社会学を内容的には（規範的問題を扱う）反省的知識に関わり、聴衆としては公衆を想定するものとして位置づけている。

	学術的聴衆	学術外の聴衆
道具的知識	専門社会学	政策社会学
反省的知識	批判社会学	公共社会学

横の行は「何のための知識か」によって、縦の列は「誰のための知識か」によって構成されている。知識の類型は、手段的な知識のみに関心を向けているか、あるいは社会の目的そのものに関心があるかによって区別される。専門社会学と政策社会学は道具的知識、批判社会学と公共社会学は反省的知識の供給という役割下にある。これに対して語りかける対象を学術的サークルとするか、一般の公衆を対象とするかに

よって、学術的聴衆を対象とする専門社会学・批判社会学と、学術外の一般聴衆を相手とする政策社会学・公共社会学とに区別することができる。

この図式上で批判社会学は「専門社会学の研究プログラムの、明示的および暗黙の、また規範的および記述的な、基礎を検討する」（Burawoy 2005a: 10）という役割が割り振られている。ここでは次のように理解しておけばよい。すなわち、特に社会学の規範的基礎について、学術サークルを聴衆として論述する仕事が批判社会学である、と。

以上を確認した上で、ブラヴォイの批判社会学に対する継承関係を吟味しよう。彼の批判社会学に対する評価は、批判という面では成功、建設的という面では失敗というかたちでまとめることができるだろう。批判の成功というのは、戦後社会学に対する攻撃の成功ということである。「戦後社会学に対するラディカリズムの攻撃が意想外に成功した」結果、戦後のアメリカ社会学の主流をなした（と考えられていた）「構造機能主義」が想像以上の速さで急速に減退した、というわけである。建設面での失敗とは、新たな「社会主義的 sociology」の建設の失敗のことである。ラディカル社会学による攻撃から生じた「結果はわれわれの想像した社会主義的 sociology とはかけ離れていた」（Burawoy 2005b: 318）、つまりラディカル＝批判社会学は「社会主義」的な規範的基礎に基づく、統合的などとはいわないまでも一定のまとまりを有し、かつ公共的世界へと働きかけるだけの性能を有する社会学を生み出すには至らなかったこと、その限りでの批判社会学の失敗を意味する。

では批判社会学の建設面での失敗は何に起因するのか。彼によれば、従来の批判社会学の限界はそれが専ら社会学内部の専門家集団へと向

けられたものであったという点に存在する。確かに批判社会学は主流派社会学の「保守的」な規範的基礎を暴露し、社会学をより批判的な方向へと向かわせようとした。しかしそうした仕事はあくまで大学という閉ざされた場において遂行されたのでありその意味では限界があったというのである。社会学が現実との接点を取り戻しその使命を果たすためには社会学の規範的基礎の問い直し、すなわち社会の規範的原理への探求が専門家内部の議論を超えて公衆との対話へと接続されなければならない。ブラヴォイはこれを「公共社会学への批判的転回」と名づけている。「私のテーマは、すなわち、批判社会学者は専門社会学のラディカル化に注力するよりも（よりラディカル化すべき余地は常に存在するにしても）、市民社会の諸機関を支持し支援していくための公共社会学により焦点を移すべきだというものである」⁵ (Burawoy 2005b: 319)。

以上、ブラヴォイの公共社会学の位置する理論的文脈について確認した。次に公共社会学の批判社会学に対する継承関係についていくつかの理論的論点を提示しよう。

第一にブラヴォイの批判社会学の失敗に関する診断には異論の余地がある。ブラヴォイは批判社会学の達成した理論内容、つまり構造機能主義の規範的基礎への攻撃と新たな規範的原理の提出それ自体に対しては何らの疑問も提示していない。少なくともそれを批判社会学の失敗の主要な要因とはみなしてない。彼にとってその失敗の主要因は語りかけるべき他者の選択の問題、すなわち公衆との対話の欠如という点にある。しかし、公衆との対話の欠如といってもここで想定されているのが、公衆に対する一方的・啓蒙的コミュニケーションではないということはいうまでもない。つまり、公衆との対話

により批判社会学の理論内在的な変容が生じうると考えられているはずである。そうであるならば、公衆との対話の必然性を訴えるためには、本来、従来の批判社会学の理論内在的問題をも解明することが不可避なはずである。批判社会学の内在的批判を欠いた公共社会学は画餅にとどまるのである。

第二の点もこれに関連するが、ブラヴォイはかつて批判社会学が提示したとされる社会主義的 sociology の規範的基礎をあまりにも無批判に受け入れているように思える。主流派 = ブルジョワ社会学 / 批判 = 社会主義社会学という彼の粗野な二分図式はこのことを示している。この二分図式の批判の側に立った「主流派」に対する規範的批判が今日額面どおりに受け取られてよいのかどうか疑問が残る。少なくとも何らかの理論的正当化を経ずに前提されてよい立場ではないということは明らかである。

1970年代の批判社会学が批判の対象とした「保守主義的」社会学は、今日からみれば広い意味でのリベラリズムの立場に立っている。当時、改良主義、漸進主義に立脚するリベラリズムは十分に「ラディカル」ではないがゆえに「保守主義的」であるとして批判されたのである。この点に関して規範的問題をめぐる問題状況の布置は、当時と今日とでは少なからぬ変化がみられるのは否めない。例えば当時においては福祉国家を擁護することは「保守主義的」とみなされ、その廉により「主流派社会学」は批判されてきたわけだが、今日ではいくつかの留保はあるにせよ福祉国家の擁護を行うことが必ずしも保守主義的とされるわけではないだろう⁶。もちろん、問題は何らかの理論を保守主義と名づけるかどうかという点にあるのではなく、当時はある程度自明視されていたであろう規範的立場の布置や対立の構図は今日では大幅に変化し

ており、このような事情を反省し分節化することなく、ブルジョワ社会学／社会主義社会学という概念構成を用い続けることが妥当であるのかが問題なのである。

以上の考察は公共社会学の批判的かつ建設的な検討を深めるためには、1970年代の批判社会学の達成した理論的仕事を再検討する必要があることを示唆している。この必要性は第二の論点である、ブラヴォイの社会的分業図式を巡る論点を検討することによってますます明らかになるだろう。

社会的分業図式

ブラヴォイの社会的分業図式は、先に示したように、道具的知識／反省的知識、学術的聴衆／学術外の聴衆の2×2の四象限から成り立っており、それぞれ専門社会学、政策社会学、批判社会学、公共社会学とされる。

このブラヴォイの社会的分業図式が論争的性質を有していることは明らかである。事実、ブラヴォイの公共社会学に対する批判的議論の多くはこの社会的分業図式に集中している⁷。批判の基本的なポイントは、かかる社会的分業図式の設定によりそれぞれの社会学が分断化されてしまい、かえって相互の関係が不明確になりかねないという点にある。これをC.カルホーンは「社会学のコンパートメント化と各分業部門の本質主義化」とよんでいる (Calhoun 2005: 356)。

ブラヴォイ自身は必ずしも各社会学部門間の積極的な相互作用の存在を否定しているわけではない。にもかかわらず、この社会的分業図式が各部門の「本質主義化」という批判を誘発するのはなぜか。おそらく問題は、ブラヴォイによる社会的知についての性格規定にある。ブラヴォイは専門社会学と批判および公共社会学を道具的／反省的知識という二分法により区別してい

る。実はブラヴォイの意図に反して、専門社会学を道具的知識の領域に限定するというかかる概念操作にこそ、専門社会学の有する規範的含意を不可視化する危険性が孕まれているのである。

この点を最も鋭く指摘しているのはR.エリクソン (Ericson 2005) の議論であろう。彼の考えでは、いかなる社会学理論もそもそも政策的・公共的含意を有するものなのであり、社会的分業図式を設けることはかえって社会学理論のこのような性質に対して目を閉ざすものである。ここでエリクソンが依拠しているのは次のようなA.ギデンズの議論である。すなわち、「社会学と社会学理論の実践的影響力は甚大であり、社会的概念と知見はモダニティのあり方に構成的に関係している」(Giddens 1990: 16)。ようするに社会学の規範的・実践的含意の問題は、社会学の有する再帰性の問題との関連で理解されなければならない。こうした社会学の性質ゆえに、

社会学データは行動を原理的に方向づける規範的・修辭的性質を有している。このことは、範疇を作り出し分類するための基準の選択から分析技術、解釈まであらゆる段階の研究過程に当てはまる。データ収集は学科の制度的レジームや仮定の文脈内で行われる実践的達成であり、科学外の因子、利害のネットワーク、そして説得の意志などによって影響されている。特に、量的数値は問題を劇化し政策的介入が必要だとの感覚を生み出すための象徴的言語である (Ericson 2005: 368)。

ここでエリクソンが指摘しているのは、量的データの規範性であるが、かかる性質は実はすべての社会学的研究が備えてもいる。エリクソ

ンが量的データの規範性を強調するのは、ブラヴォイが専門社会学の典型と考える量的調査でさえもそうした側面から逃れることができないということを指摘するためである。

ブラヴォイの議論の問題に戻る。ブラヴォイの分業図式は、専門社会学と批判社会学や公共社会学との分業を強調することによりかえって専門社会学の規範性という問題を、専門社会学内在的に理解することを妨げてしまう。そして、彼の道具的／反省的知識という区別はその意図に反して、専門社会学それ自体に内在する再帰性（反省性）という側面を隠蔽してしまうのである。ブラヴォイの議論が専門社会学の規範性・政治性に盲目であると批判されることはある意味で皮肉である。なぜなら、ブラヴォイの継承する批判社会学の伝統はそもそも専門社会学が不可避的にもたざるをえない規範的含意の明示化を一つの理論戦略としていたからである。ここでも批判社会学のプロジェクトを再訪する必要があることは明らかである。

社会学的規範理論の固有性

最後の論点は、ブラヴォイによる社会学のアイデンティティ規定の問題に関わる。これは大変巨大な論点であるが、社会学が公共的な世界に働きかける際に独自の貢献を行いうる、と主張するために不可避の論点でもある。ところがこの論点に関するブラヴォイの言明はこの重大さに比していかにも安易であるように思える。彼は、「単純に言えば、経済学の立場は市場の拡大に、政治学の立場は政治的安定性の維持にありそのために国家を中心として考えるのに対し、社会学の立場は市民社会の拡大にある」（Burawoy 2005c: 14）と断定しているのである。

この議論の問題を指摘しよう。第一に、経済学と政治学を市場と国家の「手先」として社会

学だけを「人間性の擁護者」のように描くのは控えめにいっても公正ではない。J. ブレイズウェイトはそれぞれの学科の権益を超えた、研究対象に即した学の必要性を主張する立場から公共社会学ではなく公共社会科学の構想を訴えているが、その観点からブラヴォイによる学科の規定に異を唱えている（Braithwaite 2005）。ブラヴォイの議論は明らかに学科を超えた協力関係を促す類のものではないからである。

しかしより大きな問題は、経済学を市場、政治学を国家、社会学を市民社会に割り当てることにより、市民社会に対する「物神崇拜」が生じてしまうことにある。もちろん、ブラヴォイが指摘するとおり、国家と市場の専制をチェックするためには活力ある「市民社会」が必要ではあるだろう。しかし、市民社会の専制を防ぐためには強い国家と強い市場が必要であるという議論も同様の説得力をもつ。「クークラックスクリンもアルカイードも市民社会の一部なのである」（Braithwaite 2005: 348）。さらに別の論者も指摘するとおり、市民社会の問題を焦点化するからといって、市場や国家の問題を避けて通ることはできない。なぜなら市民社会は国家および市場との相互連関の下に存在するからである。「普通の人が自らの生きる社会的条件について熟慮の上での決定を下すことが可能であるような、活力ある公共圏の可能性を擁護したいと考えるならば、よりよい国家、よりよい市場、よりよい市民社会の可能性を分節化する公共社会学を必要とするのである」（Calhoun 2005: 362）。

では、ここでの争点をより理論的に規定するとどうなるか。この論争が示しているのは、市民社会の物神崇拜を避けるための、市民社会についての理論的考察の必要性だと考えることができる。ブラヴォイはあたかも「市民社会」や「公

衆」なるものが無前提に社会内に存在しており、社会学は彼らの立場に立つことにより自らの理論的・規範的内実を決定することができるかのように議論している。社会学がただ「市民社会」の側につくことで、自動的に自らの規範的正当性を確保することができるかのように、である。これは大いに疑わしい主張である。明らかにブラヴォイは自らの規範的直観に従い一定の社会的「実体」を「市民社会」として指示している。例えば、ブラヴォイは公共社会学を各種の社会運動との連携によって特徴づけようとしているが、彼が様々な社会運動から一定の理論的先入見に従って連携する相手を選び出しているのは明らかである。移民排斥運動のごとき社会運動と連携すべきだという議論をブラヴォイはしていないし、おそらくそうしないはずである。規範的負荷を与えられた「市民社会」概念によって社会学に固有の規範性を担保しようとする試みは転倒しているといわざるをえない⁸。

もう一つの懸案事項である、国家=政治学、市場=経済学、市民社会=社会学、という図式の硬直性もこの問題に関係している。社会学の対象を限定しようとするブラヴォイの議論に対して、J. ホールは、社会学は国家や市場をも対象とするより包括的学であるべきだという「帝国主義的主張」(Hall 2005: 380)をあえて提唱している。この「帝国主義」がいかなるかたちの「帝国主義」を意味しているのか明らかにする必要があるにせよ、ここで明確なのは、ブラヴォイのように「市民社会」の観点(それが特定可能であるとして)に社会学を限定しようと試みるにしてもやはり国家や市場といった他の諸制度も視野に入れたより包括的な視座は不可欠だということである。なぜなら、「市民社会」という概念が単なるマジックワードにならないためには、いずれにせよ国家や市場との差異、

そしてそれらと「市民社会」との関係性を考察した上で、市民社会を複合的な制度マトリクス上に位置づける必要があるからである。そうであるとすると、結局のところ社会学は国家、市場、法、「市民社会」等々からなる諸制度の複合体として社会を分析し、そしてそれぞれの制度間関係性と特定の制度的布置が有する規範的含意を考察しなければならないということになるはずである。別の言葉でいえば、この論点についてもやはり社会学の関わるべき規範的探求の理論的内実の問題、すなわち複合的制度的布置を視野に入れた上で社会的規範理論はどのような特定の制度的配置を要請するのかという問題を避けて通ることはできないのである。

以上、ブラヴォイの公共社会学について検討する中で、社会的規範理論の可能性というわれわれの探求する主題に関わる三つの論点が浮上してきた。それは、社会学史における規範的探求の位置、経験的 sociology と規範理論との関係性、そして社会学の規範的独自性といった問題群であった。ブラヴォイの議論がこれらいずれの論点においても十分な解明を施しているとはいいがたい。検討の結果明らかになったのは、ブラヴォイの主張する公共社会学や社会学と公衆との対話に着手する前に、あるいはそれとともに、社会学と規範的探求との関係に関わるより理論的問題に対して、一定程度の見通しをつけておく必要があるということであった。では、かかる探求の出発点はどこにおかれるべきか。先に示唆しておいたとおりその出発点は、少なくとも 1970 年代の批判社会学にまでさかのぼって設定される必要がある。ブラヴォイが引き受けた批判社会学の論理は一体何を達成しそしてどの点において失敗したのか。この点を考察することによってはじめて社会的規範理論についてブラヴォイとは別の可能性を展開するこ

とが可能になるのである。

2 批判社会学・再訪

ここで批判社会学を再検討する目的は、批判社会学はなぜ社会学の規範的プロジェクトを十分に展開させることができなかつたのか、社会学の「規範理論的転回」の失敗の原因は何かを分析することにある。もちろん、この分析はまったく否定的に行われるというわけにはいかない。批判社会学の再検討はもちろん、その問題提起に今日的意義を認めるからこそ行われるのであり、それゆえに批判社会学の重要性についての再構成も分析の重要な課題となるはずである。それでもやはり議論の中心は失敗要因の分析にある。批判社会学の抱える問題を分析しそれを克服することによってはじめてその有する積極的意義をも再構成することが可能になるからである。

批判社会学的方法的前提

ここでまず批判社会学的方法的前提という点について詳しく検討したい。ここでの最も原理的な問題は、批判社会学の「批判」とはいかなる意味での「批判」であるのかということである。批判社会学は構造機能主義を単に経験的妥当性という観点だけから批判したのではない。というよりも経験的妥当性はそこではむしろ副次的問題であった。批判社会学による構造機能主義批判を検討してみるならば、批判社会学が社会学の妥当性についてまったく別の基準を利用していたことは明らかである。しかしながら、当時の批判社会学の議論はこうした代替的な妥当性基準を十分自覚的に説明しているとはいえない。そしてそのことが結局のところ、社会学の「規範的転回」の失敗、そしてブラヴォイの

公共社会学論の不十分性にまでつながっているのである。以下では批判社会学の金字塔とでもいべき A. グールドナーの『迫り来る西洋社会学の危機』を検討しつつ、この点を解明していきたい。

グールドナーは社会学理論の妥当性の基準という、巨大な問題に対して次のような一見単純な解を与えている。すなわち、「知的体系のどの部分が経験的に真実であり、あるいは虚偽であるのかということだけでなく、どちらが解放的結果をもたらし、いずれが抑圧的結果をもたらすかが同時に、ここで問題なのだ」(Gouldner 1970: 12=1978: 15)。

グールドナーのこの定式化は、やや慎重さを欠く。こうした断定は、社会学理論の妥当性があたかも人々の価値観によって左右されるかのような粗野な相対主義のごとき印象を与える(もちろん、こうした印象は人々の価値観についての相対主義を自明の前提としているわけだが)。あるいは「科学」が「イデオロギー」に従属するかのような教条主義的誤解を招きかねないものでもある。まさにこのような印象から、グールドナーの批判社会学は一方で社会学の学としての「自律性」を重んじる人からは党派のととられ、逆にあらかじめ「ラディカル」な立場に立つ陣営は批判社会学に対する留保的見解を採用する側を「保守的」として論難するという、不毛な対立の構図が生じてきたのである。そしてそれは先にみたとおり、ブラヴォイの公共社会学論にも今なお一定の影を落としている。

しかしながらグールドナーの批判社会学はより仔細に検討するならば、通俗的に考えられているほどに「イデオロギー的」ではないし、先の引用箇所もそれなりの方法的準備下で構築された議論に裏づけられていることがわかる。

あらかじめグールドナーの理論構図を示しておくのとおりである。

- ① 社会学は言語的範疇を用いた概念構成の学である。
- ② 言語的範疇を用いた現実の構成には背後仮説および領域仮説が伴い、また領域仮説のうちでもっとも重要なのは価値についての判断である⁹。
- ③ したがって、概念構成の学としての社会学は価値判断を含意する。

例えば、次の引用箇所はこうしたグールドナーの理論構図を明確に示している。

あらゆる言語的構成領域について、ある種の背後仮説が普遍的にとまなう……。もっとも重要なのは、諸領域がその〈よさ〉とか〈わるさ〉によってつねに定義づけられることだろう。要するに、言語的範疇が領域を構成し、したがって現実を定義づけるなら、それは不可避免的に帰属せしめられる道徳的な価値と評価をとまなうのである。物理学の分野においてなんらかの量をとまなわぬ質は存在しないように、社会に関する分野においてもまた、価値をとまなわない現実が存在しない。現実と理想は異なる次元に属するが、両者とも社会の諸領域を構成する言語的範疇によって同時に構成され、その言語的範疇にわかちがたく融合されている (Gouldner 1970: 33=1978: 42)。

三つのステップについて順にみてみよう。

第一の点についてグールドナーはそれほど紙幅を割いて議論していないが、社会学理論には必ず領域仮説が伴うと主張するのであれば、その前提として、社会学は言語的範疇を用いて現実を構成する、いわば概念構成の学であるとい

う前提が不可欠である。第二の点は、社会学も含めた、言語的範疇による現実の構成の営みには領域仮説が伴うということである。黒人というカテゴリーを学ぶ子どもたちは、同時に「黒人は怠惰である」というような(偏見にみちた)事実に関する信念、とそれに対する善悪の規範的信念をも学び取る (Gouldner 1970:32=1978: 41)。グールドナーによれば、同様の議論は社会学にもあてはまる。社会学に伴う領域仮説として挙げられているのは、人間は合理的であるかどうか、社会は安定的であるかどうか、社会問題は介入なしに解決しうるかどうか、等にまつわる信念である。グールドナーの論理に従うならば、こうした事実に関する信念には規範的信念が伴うのであって、例えば社会は安定的であるという事実的信念を有する社会学者は社会の不安定な状態に対して負の規範的評価を下すということになる(これが第三のポイントである)。

ここでひとまず、ブラヴォイの公共社会学とグールドナーのプロジェクトとの理論的差異を明らかにしておこう。それはとりわけ社会学的分業図式の是非という論点に関わる。グールドナーの批判社会学は、ブラヴォイのように専門社会学と批判社会学を異なる知の形態によって分断するのではなく、「専門」社会学の研究活動それ自体に潜み切断することのできない規範性の問題を明るみに出すという戦略を採用しているといえることができるだろう。規範的問題は、概念構成としての学としての社会学が向き合わざるをえない内在的な問題として把握されているのである。

ここでグールドナーの議論における社会学理論と規範性の問題についていくつかの注意点を述べておきたい。

第一に、グールドナーの議論は、社会学理論

の経験的妥当性の問題が直接に規範的判断によって左右されると論じているものではない、ということに注意しなくてはならない。彼は社会学理論が単に政治的闘争の隠れ蓑に過ぎないという自己破壊的な議論をしているわけではない。あるいはそのような自己破壊的な議論ではないものとして解釈すべきである。彼は確かに自己の規範的信念に不利な経験的「証拠」が歪められたり抑圧されたりする現象について論じているが、逆にいえばこれは経験的証拠の効力を認容するがゆえの議論であるということも可能なのである。

第二に、ゲールドナーはかくして明らかにされた社会学理論と規範的判断との含意関係をどう評価するかという問題に対して明示的な議論をほとんどしていない。ゲールドナーの批判社会学、社会学の社会学は、社会学理論が暗黙の価値に関する領域仮説に浸されているさまを社会的に解明したのであって、その規範的含意をどう評価するかは彼の批判社会学にとって外在的な課題であるように思われるかもしれない。しかしそうではない。ゲールドナーは冒頭で紹介したように、社会学理論は経験的真偽の観点のみならずその規範的含意によっても評価されなければならないとしている。社会学理論の評価基準を規範的妥当性の水準に(も)求めるとすれば、ではかかる規範的妥当性はいかにして評価可能かという議論をする必要があるはずである。現に彼は規範的妥当性という水準での何らかの評価基準に基づいて既存の社会学理論を批判しているわけであるから、彼の採用する評価基準の正当性という問題は当然問われるべきである。それに応答することによりはじめて彼の社会学の社会学というプロジェクトそれ自体の規範的含意も明確になるはずである。

ゲールドナーはなぜ、この規範的含意の評価

という問題を主題化しなかったのか。その理由は彼による規範性の誤った理論的定式化、その「非認知主義的」規範性理解にある。だがその点は彼の批判社会学の具体的内実を検討した上で議論することにしよう。

批判社会学の成果とその失敗

ゲールドナーの批判社会学の仕事の過半はパーソンズ社会学の解釈に関わっている。四部構成となる彼の著作のうちの第二部が「タルコット・パーソンズの世界」としてすべてパーソンズ解釈に当てられているのに加えて、社会学史を通底する「保守的」関心や「保守的」社会学理論一般について論じる場合にもパーソンズは明示的な参照対象となっているのである。

ゲールドナーによるパーソンズ批判の中核にあるのは、パーソンズ社会学の「保守性」の暴露である。では、パーソンズ社会学、そしてさらにさかのぼるとA.コントやE.デュルケムに代表される社会学理論の伝統はなぜ「保守的」なのか。「保守的」とは社会学理論のいかなる特徴を指し示す言葉なのか。さしあたり次のように答えることができる。これらの社会学が保守的であるのは、秩序と道徳的統合の問題を社会学の解決すべき中心的問題としたからである、と。

秩序と道徳的統合という問題設定を保守と結びつけたゲールドナーの議論は、社会学の歴史の中で多大なる影響力を発揮した。ゲールドナーによるパーソンズ社会学批判以降つい最近まで、社会の道徳的統合という研究視点は「抑圧的」であるとして社会学の内部でほとんど省みられることがなくなってしまったのである。しかし、このゲールドナーの議論は少し考えると非常に奇妙であることがわかる。なぜなら、ゲールドナーは社会学が道徳や規範を自らの中心

的研究対象としたことを保守的として批判する一方で、何よりもまず社会学の公共的・実践的含意の不可避性についても精力的に主張しているからである。実際、グールドナーの批判社会学の成果と限界を考察するためには、彼の批判社会学における道德・価値の両義的位置づけの問題を避けて通ることはできない。以下ではこの問題を焦点としつつグールドナーの議論をやや詳細に追跡することにしよう。

グールドナーのいう「保守」の意味には陳腐な見解と重要な洞察が入り混じっている。陳腐な見解は「保守」を革命やラディカルな社会変革を志向する立場との対比において理解する見解である。かつてはこの意味でパーソンズ社会学を保守的とする議論が流行したが今日ではかかる外在的規定は取り上げるに値しない。

これに対してもう一つのグールドナーの議論はより内在的であり、単なる「保守的」というレッテル貼りではなく、社会理論内在的な問題を指摘するものと解釈できる。それは「よき社会」という秩序の問題を中心とするだけでなく、この問題をもっぱら道德・規範の問題からのみ考察する社会学の伝統に対する批判である¹⁰。例えば、グールドナーはパーソンズの道德・価値問題への専念をデュルケムに淵源するものとして、デュルケム＝パーソンズの機能主義を次のように特徴づけている。「機能主義の解決方法は、要するに、社会秩序の問題は経済的制度やテクノロジーのレベルの問題とは切り離して解決されうる、と主張することであった。すなわち問題は、何とかして道德それ自体によって解決されるから、産業化や資本主義の構造には基本的な変化をもたらす必要はない、というのである」(Gouldner 1970: 250=1978: 337-8)。

より一般的にいうと、

社会秩序に中心的な関心をおくということは、生活機会を配分している既存の支配的な制度を維持しようとする関心に寛容になるということである。同様に、道德を頼みにすることによって社会秩序を維持しようとする関心は、特定種類の道德、つまり、生活機会の現存パターンと生活機会を配分する現存制度を維持する道德、を要求することになる(Gouldner 1970: 253=1978: 341)。

グールドナーのこの議論をどう解釈すべきか。この議論の誤謬は多数ある。第一に、パーソンズ(やデュルケム)が経済的分配や政治権力の問題に無関心だったという議論は暴論である。この点については今日の学説史的研究において十分に明らかにされている¹¹。また、秩序に中心的関心をおくことが現存の体制を維持することにつながるというのも実は論理的飛躍がある。後で詳細に論じるが、道德や規範についての考察が現状維持を帰結するという主張には一定の限定が必要なのである。

結局のところ、グールドナーの洞察の美德は次の点にある。つまり、事実的に存在する規範を構成的に類型化することで現存秩序に対する「経験的説明」を与えようとするパーソンズの社会学が、その規範的含意に無自覚であったことの指摘である。しかしこの洞察を説得的に再構成するためには、先の方法論的前提とあわせて考える必要がある。グールドナーの方法的前提は、社会学とは概念構成の学でありかつ現実の構成には不可避の規範的判断が伴うというものであった。これを社会秩序の問題に敷衍すれば、グールドナーの議論は秩序問題という問いの探究の射程を事実的に存在する規範の態様に限定することがもつ規範的含意を問題にするものとして解釈できる¹²。

秩序問題を事実的に存在する規範のいかんというかたちで定義するとはどういうことか。彼自身が直接このようなかたちで議論を提示しているわけではないのでわれわれの解釈的再構成の下でさらに議論を進めたい。ある社会状態について秩序「問題」が生じていると定義する視角には複数ありうる。それを道徳的弛緩の問題とみなすか、経済的配分をめぐる闘争の問題とみなすか、あるいは政治的権力の格差に由来するコンフリクトの問題とみなすか、等々。ここで秩序問題を道徳的弛緩の問題と定義づけることは、経済的差異や政治的格差等々といった社会的現実を問題とはしないということを含意する。かくして事実的な規範による秩序問題の定義づけは経済や政治の抱える問題性を等閑視するという規範的含意を伴う。したがってグールドナーによれば、パーソンズ社会学は、社会構造の有する問題に対して目を背けることになり、「大衆収奪にもかかわらず社会の統合を確保するのに必要なものはなにか」(Gouldner 1970: 141=1978: 187) という問題に関心を集中させたということになる。

グールドナーによるパーソンズ解釈はかなり論争的なものであり、今日では彼の議論を留保なしで受け入れることはできない。しかしパーソンズが自らの研究をアメリカ社会に存在する規範の「経験的研究」として自己呈示し、その規範的評価の問題と経験的妥当性の問題を混同する傾向があったということは否定しえない。さらに重要なのは実際のパーソンズ解釈の妥当性云々といった水準を超えて批判社会学が一つの研究の作法を確立したことである。それはつまり、事実的に流布している規範の社会構造的帰結を問う、という研究の作法である。事実的に流布している規範を「一階の規範」とよぶとすれば、パーソンズの社会学がかかると一階の規

範の水準で議論をしていたのに対して、批判社会学は、表面的には正当とされている自由主義や民主主義といった諸価値の実際的な機能の仕方、その構造的帰結を問うている、つまり二階の水準で議論しているわけである。学說的にみるならば、こうした視角は、K. マルクスのイデオロギー論やK. パークの「不一致のペースペクティブ」といった議論の系譜が示すように、もう一つの社会学の伝統的遺産であり、グールドナーはこの伝統を刷新したのだといえよう。ある意味では批判社会学の同盟者ともいえるフェミニズム、あるいは批判的志向性の強いタイプの構築主義的社会学が、事実的規範のもたらず構造的帰結に着目することにより大きな成果を挙げてきたことは疑いえない。

このように批判社会学の洞察は従来の社会学の「規範主義的」アプローチの盲点をついたという点で大きな意義を有するものであった。しかしながら、これから述べるように、批判社会学はこの批判を十分に建設的な方向へと洗練させていくことに成功していない。それどころか、問題を誤って定式化したために、結局のところ社会学による新しいかたちでの規範的探求の道を妨げる障壁にさえなってしまったのである。

決定的な誤謬は、批判社会学による規範・道徳の概念化にある。グールドナーの批判は、事実的に流布している規範の社会構造的帰結を問うことで、当該規範の事実隠蔽や抑圧的機能を同時に暴露するものである。つまり、ここで批判にさらされているのはあくまで事実的規範＝一階の規範の「抑圧性」であって、規範一般が直ちに問題とされるわけではない。こうした事実的規範が引き起こす社会構造的帰結を考慮することでわれわれはその当該規範の規範性をあらためて問題にすることができる、つまり二階

の水準で規範的探求を行うことができるはずである。

しかしながら、グールドナーの批判社会学は事実的規範の問題性を規範一般の問題と常に混同し続け、それゆえに一階の規範と二階の規範の区別に思い至ることはなかった。そもそもの批判社会学の動機は道徳的・規範的なものであったにもかかわらず、である。これについての決定的な証拠は、彼による道徳規範一般についての「非認知主義的」説明にある。彼は道徳について次のような説明を与えている。

道徳と道徳的要求は、自我が他我をして自我が欲するとおりのことを行わせることができる一つの基本的な方法である。……<善>あるいは<悪>というのは、自我の欲するところを他我が喜んでしたりしなかったりするばあいに、その他我にたいして自我が下す隠された、偽装された判断である (Gouldner 1970: 269=1978: 363-4)。

つまりここでグールドナーは道徳を、他者に対して自らの欲するように行為させるための手段であり、かつ明示的な強制や報酬の提供を必要としない、隠蔽された権力行使の形態と規定しているのである。この点においてグールドナーは当時のアメリカ社会における支配的価値やそれを体現するパーソンズ社会学の提示する規範（の抑圧性）という一特殊規範の問題を規範一般の問題へと一般化している。しかしながら、かかる概念化は当然にして事実的道徳や規範の批判をより高次の、二階の規範的討議へと昇華し公共的に追求していくことを不可能にしまう。そして最悪の場合には、批判社会学をして公共的規範の背後にある隠れた動機を暴き続ける暴露ゲームに耽溺させることになってしまう

うのである。

グールドナーの保守主義批判の核心は、道徳・規範問題への専心による社会構造上の問題の無視という点にある。しかし以上の議論から明らか通り、この議論には次の限定が付与されなくてはならない。つまり、事実に存在する規範の経験的態様にのみ関わる研究が有する負の規範的含意を述べたものとして再構成されなくてはならない。そのことにより、社会学はもう一度規範的反省への回路を取り戻すことが可能になるはずである。われわれのなすべきは、批判社会学の成果、事実的規範の社会構造的帰結という「規範批判」を経由した上で、もう一度より高次の規範理論、すなわち社会学的規範理論を構築することである。こうしてはじめて、社会学は公共性の探求を公衆との対話を通じて深めていく道を見出すことができるのである。

3 結論——より有望な社会学的規範理論のための研究課題

前節でのグールドナーの批判社会学の検討の結果、批判社会学はブラヴォイの公共社会学とは異なり、より社会学理論に内在的にその規範性を問題にする視角を有していること、にもかかわらず構築的な規範定立の回路を確立していないこと、そしてこの規範定立のための理論構想の不在こそが批判社会学の真の問題である、ということが明らかになった。したがって、より有望な社会学的規範理論を構築するためには、批判社会学の失敗をブラヴォイとは別の仕方でも乗り越えかつブラヴォイの公共社会学論から抽出した論点をより説得的に扱うことのできる方向性を見出さなければならない。最後にかかる社会学的規範理論の構築のための課題を提示することにしたい。

社会学的規範理論の課題

第一にわれわれは社会学という学、そしてその歴史の内部における規範的探求の占める位置を再定式化しなければならない。非常に大づかみに議論するならば次のようになる。まず、社会学の歴史はグールドナーが（否定的に）描いたように、一方で社会の規範的統合の追求の歴史であった。コントからデュルケム、そして特定の解釈を施されたウェーバーを経てパーソンズへと連なるこの系譜は、社会的秩序はいかにして可能になっているか、という「経験的」研究の歴史であるとともに半ば無自覚的な規範的探求の歴史でもある。これに対して最終的にはグールドナーの批判社会学へと連なる、もう一つの社会学の歴史も存在する。それは、理念よりもその物質的基盤に焦点を当てることにより、支配や権力といった問題をより明示的に扱うことに主眼をおいた社会学の歴史である。それはもちろん、マルクスの社会学の特徴であり、そしておそらくウェーバー社会学のある部分はそうであった。グールドナーの批判社会学は規範の社会構造的帰結を問うという問題視角により、あらためてかかるもう一つの社会学の伝統への回帰を促す効果をもったともいえる。

いうまでもなく、両方の伝統にウェーバーの名前を出すことが可能であるという事実から推察されるように、優れた社会学的研究は当然、両者の方向性を兼ね備えてはいる。しかしながら、これらの伝統を理論的に統合するだけの洗練された仕事はまだなされていない。今日社会学の状況はどちらかというと、「規範の負の帰結の暴露」的な方法論に基づく研究の出尽くした理論的停滞期にあると考えられる。かかる理論的停滞の一因は、先に指摘した批判社会学による一階の規範と二階の規範の区別の無視に存在する。したがって、われわれに与えられた

課題は、批判社会学の洞察を組み込んだかたちでの、つまり一階の規範に対する批判的反省から生じるはずの二階の規範に照準した、新たな社会学的な規範的探求のあり方を再構築することにある。この研究課題は社会学の学説研究という方法によって遂行することが可能である。

しかし第二に、社会学的規範理論の構築は既存の社会学理論の内部に内閉しては達成しえない。

1968年以前のアメリカのリベラリズムを体現するパーソンズの社会学が批判社会学による猛攻撃にさらされていたのと同様どころ、倫理学・政治哲学の領域では、まさにこのリベラリズムの危機を救うべく、リベラリズムの再定義を行おうとする学的機運が高まりつつあった。そしてそうした状況下で登場したのがJ.ロールズの『正義の理論』(Rawls 1971)である。批判社会学とほぼ同時期に興隆した現代リベラリズムは、批判社会学と同様にこれまで通用していた規範のあり方を批判し、また批判社会学とは異なり新たな規範的原理の構築というかたちでリベラリズムの危機に対応しようとしたのである。

批判社会学はかつてのアメリカのリベラリズムを体現した構造機能主義を批判し、社会構造的帰結を視野に入れるための新たな社会学の構想を追求した。また、パーソンズの規範主義に対して、社会構造の分析を可能とするための社会理論的視座の必要性を訴えた。その一方で、批判社会学は明示的な規範構築に向かうベクトルを欠いていたのだった。それとは逆に、現代リベラリズムはむしろ、これまでの哲学や倫理学における没価値性を批判し、現実世界におけるリベラリズムの危機に対して積極的な規範の構築で応答しようとした。他方で、この学術運動に何ら問題が存在しなかったというわけでは

ない。それは、批判社会学の運動にみられたような、自らの定立する規範原則の実効性や社会構造的帰結の問題に対する着目、社会理論としての視座を欠いていたのである¹³。

以下で行う提案は、この二つの研究の潮流、同一の問題状況から出発して異なった仕方の問題を追求していた二つの研究の潮流をもう一度合流させることでより理論的に実り多い帰結を得られるはずだという見込みに基づいている。その提案とは、現代リベリズムに対する内在的検討を遂行し、それとの比較対照に基づいて社会学的規範理論を構築すべし、との提案である。これはまたブラヴォイの公共社会学に関わる最後の論点、つまり社会学的規範理論の固有性とはどこに存するかという問いに対して解を与えるための提案でもある¹⁴。

まずは現代リベリズムの蓄積を参照することの、社会学的研究にとっての意義について議論したい。その意義は、現代リベリズムの構築した「規範的言説空間」が、社会学的研究の規範的意義を位置づける地図として、つまり規範的意義の前提供の機能を果たすことにある。「規範的言説空間」とはわれわれの造語であるが、ここでは、思念しうる限りのあらゆる規範的言説および言説間の関係の可能性の地平上に、妥当する（と理論家が考える）規範的言説群とその内的関係を配位した空間のことをいう。この空間内において社会学は自らの研究の規範的意義を明示的に定位することが可能になる。社会学的研究は、現代リベリズムの構築した規範的言説空間を精緻化する、あるいは変更を促すという形式によって自らの研究の意味を公共的に提示することが可能になるのである。これが具体的には何を意味しているかということについてはまた後で説明する。

個々の社会学的研究の規範的意義は、原理的

には現代リベリズムの構築した規範的言説空間に定位しうる。あるいは、厳密にはリベリズムの規範命題に変更を促すことも可能なのだから定位というよりも接続しうるというべきかもしれない。しかし実際に接続するためには、現代リベリズムの議論を単にそのまま流用するだけでは済まず、一定の加工を施さなくてはならない。つまり現代リベリズムの議論に対して社会理論的分析を遂行しなくてはならないのである（あるいは現代リベリズムの提示する一階の規範を二階の水準から分析する、といってもよい）。どういうことか。現代リベリズムをはじめおよそすべての規範的議論は、社会についての一定の事実を前提として何らかの規範原則を定立している。それは一定の社会環境下における人間の行動に関する一般的知見やあるいは、法や市場、代議制等々の制度の実際の作動様式についての命題であったりする。そしてまた規範的言説の妥当範囲や言説間の含意関係はこれらの社会学的事実に左右されるはずである。ところが、かかる社会学的事実の内実および、その規範的言説との関係については通常、規範理論家によって明示的かつ体系的に分析されないままにされている。それらは、不可視の前提にとどまるのである。確かに、ロールズは自らの方法論（反省的均衡）の中に社会についての一般的事実を組み込んでいる。ロールズの正義の理論は、社会についての事実を正義の原則を決定する際に有効な一因子として位置づけ、正義の原理の選択は原初状態の当事者の有する社会学的事実についての知識に左右される、との理論構造をとる。しかし方法論上はともかく実際のロールズの議論において社会についての事実と正義原理との関係はほとんど論じられることはないし、議論の組み立てに体系的にとりこまれてもいない。このような規範理論

の前提する社会学的事実についての不可視の前提を、可視化し解明する営みを、ここでは規範原則の社会理論的分析と呼ぶことにしたい。

現代リベラリズムの社会理論的分析（および社会学的研究の規範的意義を規範的言説空間へ定位すること）の例示として、ここでは現代リベラリズムの中立性テーゼの社会理論的分析を取り上げよう¹⁵。中立性テーゼの具体的意味は様々であるが、きわめて一般的に規定すれば「政府は市民の善き生の構想に対して中立たるべきだ」という趣旨のテーゼと理解できるだろう。これは、現代リベラリズムの中核をなす規範命題であるといつてよい。さて、社会理論的分析の課題は、規範原則の前提する社会学的事実の解明にある。この場合特に問題になるのは、善き生の構想という概念がいかなる社会的実在を前提とした概念なのかということであるが、この点について現代リベラリズムの議論は実はきわめて不明確である¹⁶。そこで一つの方法として、歴史的文脈からこの問題を解明することができるだろう。ここで詳細に議論できないが、リベラリストの大半も認めるとおり、この中立性テーゼの歴史的起源は宗教的自由に存する。「いかなる政府といえども人々の宗教的生に対して中立でなければならない」という類の命題である。現代リベラリズムの議論は、この特殊な制度的前提の下で成立する宗教的自由論をきわめて抽象的な善き生の構想全般の中立性へと一般化した議論として解釈できる。

ところで、実は現代リベラリズムの規範的議論に対する社会学的研究の関連性についてのヒントがすでにこの議論の中に潜んでいる。つまり、リベラリズムの中立性テーゼは善き生の構想についての暗黙裡の「社会学的」命題（この場合、宗教的自由の問題は善き生の問題一般と同様の構造をなしているという社会学的命題）

を前提としているのである。中立性テーゼはこの暗黙の社会学的事実についての命題と共作用することで自らの妥当する範囲を画しているわけである。

次に今度はかく明らかにされたりベラリズムの社会理論的前提に対して異なる社会学的議論を対置することで、現代リベラリズムの規範的言説空間に変更を促すことができる。社会学的規範理論の真骨頂はそこにあるし、またそれにより社会学的研究の規範的議論に対する含意を明確化することもできるはずである¹⁷。引き続き中立性テーゼと宗教的自由の関係を引き合いに出すと、ここでは明らかに宗教（および宗教的自由）という制度の社会学的意味の問題が関連しており、これに関して現代リベラリズムとは異なる社会学理論に立脚することができる。例えば、宗教的自由は文化と社会共同体の分化を促進し、市民に対して包摂的シチズンシップを提供する機能を有する、と考えたとする¹⁸。宗教的自由の社会学的意味をこのように解した場合、次のステップは、かかる社会学的意味を手がかりとしてあくまでこの限定下で宗教的自由の意味を一般化することである。これを限定的一般化といつてもよい。この限定的一般化の方法では、リベラリズムが善き生の構想として一括する対象物に対して異なる分割線を引くことになるだろう。例えば、線は宗教・エスニシティ・性的嗜好と「経済的」・「政治的」選好の間に引かれることになるかもしれない。前者は包括的シチズンシップの保障に不可欠である一方、後者はそうでないからである、と考えられるからである¹⁹。

まとめると、まず現代リベラリズムに社会理論的分析を行うことによってその規範原則が前提とする社会学的事実が解明される。ところがこのことは規範的言説空間内の言説間の配置

関係が社会学的命題によって（も）規定されていることを意味する。この連関を逆にたどることによって、社会学的研究の規範的意義を規範的言説空間に定位することができる。直前の議論はリベラリズムの抽象的議論を文脈化した上で、かつ異なる社会理論的前提から限定的に一般化することで別個の規範的命題を導き出す試みである²⁰。

最後の論点である、社会学的規範理論の固有性という問題はどのように接近されるべきか。これについては実は直前の議論でほぼ明らかになっている。つまり、社会学的規範理論とは、制度多元主義の規範理論である。

規範原則の社会理論的分析による背景的制度および帰結の明確化は、原則の背後に位置する複数の制度の存在を明らかにすることを含意する。単純な例を挙げれば、規範理論の文脈で「善き生の構想」や「選好」というかたちで抽象化された概念を制度的文脈に戻すことで宗教的意味や経済上の嗜好、政治的信条等々といったかたちの複数の制度上で意味をもつ異なる概念へと分解することができる。したがって、規範原則の社会理論的分析を重視する社会学的規範理論は、制度の多元性という現実を重視する理論なのである。経済学＝市場、政治＝国家云々といったブラヴォイの議論も好意的に捉えるならば、既存の理論が制度一元的思考に陥っていることへの警告だと理解することも不可能ではない²¹。社会学的規範理論は複数の制度の分化を積極的に支持する制度多元主義の規範理論だということである。

以上からブラヴォイの公共社会学に代替しうる、社会学的規範理論の研究プログラムを次のようにまとめることができる。第一に、社会学理論の諸学説を再構成し社会学的規範理論に固有のモメントを抽出すること、第二に、既存の

規範理論の社会理論的前提を明るみに出し批判的に検討すること、第三に、これらの作業に基づいて制度の多元性を尊重する制度多元主義の社会学的規範理論を構築すること、以上である。

注

¹ ブラヴォイの会長講演が引き起こした熱狂については K. カルホーンが「特別な出来事」としてレポートしている (Calhoun 2005: 355)。

² The British Journal of Sociology, 2005, 56 (3) .

³ あるいは「批判社会学」、以降ではブラヴォイの議論との整合性を保つため批判社会学という呼称で統一する。

⁴ 本来ならばどのようなかたちで論点を分析的に整理したのか、論点は三つで尽くされるのかといった点について議論しなければならないはずであるが、本稿では紙幅の都合上割愛せざるをえない。代わりに論点提示の妥当性は提出された論点の生産性によって判断されたい。

⁵ ここでブラヴォイが公衆や市民社会とよんでいるものが何を意味するかについては後述する。

⁶ ブラヴォイの単純な左派／右派認識が当時においても必ずしも妥当しないことについては C. カルホーンの記事を参照 (Calhoun 2005: 358-9)。

⁷ 本文で取り上げた論者のほかに例えば、U. ベック (Beck 2005) や D. ヴォーン (Vaughan 2005) といった論者が「専門」社会学を「政策」／「公共」社会学と切り離して捉えることに対する疑問を呈している。

⁸ もっとも今後の課題を語る箇所で、「善い公共社会学と悪い公共社会学を区別する基準を開発する」必要性、「公共社会学を評価する」(Buravoy 2005a: 25) 必要性について述べられているので、当論文における公共社会学の内実を巡る議論の不足についての認識自体は存在するといえよう。

⁹ ゲールドナーは「背後仮説」を、社会学的研究において暗黙に仮定されており明示化されることのない、その意味で経験的検証の対象となりがたい、世界についての仮定のこととし、そのうちの人間と社会についての仮定を特に領域仮説としている（これについてゲールドナーは M. ポラニー (Polanyi: 1964) の着想からヒントを得ている)。

¹⁰ かかる批判の形式は批判社会学の先駆者としてのミルズの議論を嚆矢とする (Mills 1959=1965)。

¹¹ 特に今日のパーソンズ解釈の水準については、(Fox et al. eds. 2005, Gerhardt 2002, 高城 2002, 2003) 等を参照するべきである。

¹² ここで「事実に存在する」という限定をつけたのは後で議論するゲールドナーの誤りと関係しているがまずは議論を先に進める。

¹³ ここでは「現代リベラリズム」を次のような代表的作品群 (Ackerman 1980), (Arneson 1990), (Barry 1995), (Dworkin 1985, 2000), (Kymlicka 1989), (Larmore 1996), (Rawls 1971, 1996, 2001) によって輪郭づけることのできる緩やかな規範理論上の立場とする。

¹⁴ 拙稿 (瀧川 2006c) はかかる研究プロジェクトをより詳細に展開したものである。

¹⁵ 本稿ではきわめて手短なかたちで議論せざるをえないが、より詳細な議論に興味がある読者は拙稿 (瀧川 2006b) を参照。

¹⁶ Sher (1997) を参照。

¹⁷ もちろん異なる議論の対置ではなく同一の方向での議論のさらなる精緻化という選択肢を採ることもできる。

¹⁸ この宗教的自由の社会学的意味についての見解は後期パーソンズの近代社会論における宗教の社会学的分析にみられる (Parsons 1971)。

¹⁹ 以上はあくまでも試案であり、異なった線の引き方もありうるし、さらに線は複数必要だということもありうるだろう。

²⁰ 現代リベラリズム、とりわけその平等主義の理論に対してかかる分析を試みたものとして (瀧川 2003, 2006a) が挙げられる。

²¹ もっとも彼の議論は別の意味での一元論、市民社会一元論に陥ってしまっていることは否めない。

文献

Ackerman, B., 1980, *Social Justice in the Liberal State*, Yale University Press.

Arneson, R., 1990, "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophy and Public Affairs*, 19:159-94.

Barry, B., 1995, *Justice as Impartiality*, Oxford University Press.

Beck, U., 2005, "How not to Become a Museum Piece," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 335-43.

Braithwaite, J., 2005, "For Public Science," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 345-53.

Burawoy, M., 2005a, "For Public Sociology," *American Sociological Review*, 70: 4-28.

———, 2005b, "The Critical Turn to Public Sociology," *Critical Sociology*, 31 (3) : 313-26.

———, 2005c, "The Return of the Repressed: Recovering the Public Face of U.S. Sociology, One Hundred Years on," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 600, 1-18.

Calhoun, C., 2005, "The Promise of Public Sociology," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 355-63.

Dworkin, R., 1985, *A Matter of Principle*, Harvard University Press.

- , 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press.
- 土場学, 2006, 「正義・不正義・反正義——現代正義論と公共社会学の可能性」土場学・盛山和夫編『数理社会学シリーズ4 正義の論理——公共的価値の規範的社会理論』勁草書房.
- Ericson, R., 2005, "Public Sociology," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 365-72.
- Fox, R. et al. eds., 2005, *After Parsons: A Theory of Social Action for the Twenty Century*, Russell Sage Foundation.
- Gerhardt, U., 2002, *Talcott Parsons: An Intellectual Biography*, Cambridge University Press.
- Giddens, A., 1990, *The Consequences of Modernity*, Polity Press in association with Basil Blackwell. (=1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』而立書房.)
- Gouldner, A. W., 1970, *The Coming Crisis of Western Sociology*, Basic Books. (=1978, 岡田直之ほか訳『社会学の再生を求めて』新曜社.)
- Hall, J., 2005, "A Graded Welcome," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 379-81.
- Kymlicka, W., 1989, *Liberalism, Community, and Culture*, Clarendon Press.
- Larmore, C., 1996, *Morals of Modernity*, Cambridge University Press.
- Mills, C. W., 1959, *The Sociological Imagination*, Oxford University Press. (=1965, 鈴木広訳『社会学的想像力』紀伊國屋書店.)
- Parsons, T., 1971, *The System of Modern Societies*, Prentice-Hall.
- Polanyi, M., 1958, *Personal Knowledge*, University of Chicago Press.
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press.
- , 1996, *Political Liberalism, 2nd. ed.*, Columbia University Press.
- , 2001, *Justice as Fairness: A Restatement*, the Belknap Press of Harvard University Press.
- 盛山和夫, 2006, 「理論社会学としての公共社会学に向けて」『社会学評論』57 (1) :92-108.
- Sher, G., 1997, *Beyond Neutrality: Perfectionism and Politics*, Cambridge University Press.
- 高城和義, 2002, 『パーソンズ 医療社会学の構想』岩波書店.
- , 2003, 『パーソンズとウェーバー』岩波書店.
- 瀧川裕貴, 2003, 「平等主義的リベラリズムは可能か?」『ソシオロギス』27:86-103.
- , 2006a, 「平等の論理——リベラリズムとの関係を軸にして」土場学・盛山和夫編『数理社会学シリーズ4 正義の論理——公共的価値の規範的社会理論』勁草書房.
- , 2006b, 「現代リベラリズムの中立性原則とその社会理論的前提について」『高齢化社会の公共性に関する社会学的研究』2002 (平成14) 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (A) (1)) 研究成果報告書.
- , 2006c, 『現代リベラリズムの理論構図と社会学的規範理論の展開』東京大学人文社会系研究科博士学位論文.
- Vaughan, D., 2005, "On the Relevance of Ethnography for the Production of Public Sociology and Polity," *The British Journal of Sociology*, 56 (3) : 411-6.

(たきかわ ひろき、無所属、takikaw@nifty.com)

(査読者 星加良司、瀬田宏治郎)

Examining controversies over “public sociology”

toward a research program for sociological normative theory

Takikawa, Hiroki

In this paper I examine controversies over “public sociology” in order to propose a research program for sociological normative theory. “Public sociology” program proposed by M. Brawoy has some serious faults in terms of its scheme of division of labor and its normative grounds. Critical sociology which is antecedent program of Brawoy’ s is superior because it deals with the problem about the normative implication of sociology.

But it also fails to construct effective research program. Alternatively I will propose a research program, that is, institutional pluralistic sociological normative theory based on the comparison with theory of modern liberalisms.